配当公告

山梨県中央市山之神流通団地二丁目四番三号
破産者　株式会社ベストライフ
右の者に対する甲府地方裁判所平成二十五年(フ)第二五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一三九、八〇四、二〇五円
一、配当することのできる金額
金一二、五八二、二二〇円
平成二十六年八月八日
山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所
破産管財人　弁護士　柴山　聡
破産管財人　弁護士　中澤　秀昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市宮前町二四番地五、最後の住所北海道函館市本町二六番一五―七〇四号
被相続人　亡　熊谷　一栄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
北海道函館市新川町二三番二五号共栄火災ビル四階米塚茂樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市岡芹三五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　神原　榮次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
茨城県下妻市大園木二八三九―一大建ビル二階
相続財産管理人　弁護士　髙中　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区上井草一丁目二三番、最後の住所千葉県野田市清水三六七番地の一二
被相続人　亡　里見　純一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
事務所千葉県松戸市松戸一一七六―四ディー・オー・ディー松戸駅前ビル四階
松戸総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福原　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

愛知県豊明市二村台三丁目三番地一、最後の住所愛知県豊明市沓掛町勅使八番地一〇五特別養護老人ホーム勅使苑
被相続人　亡　堂端　キヨ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
愛知県名古屋市中区錦一丁目一三番二六号名古屋伏見スクエアビル四階
相続財産管理人　樅木　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市マキノ町寺久保五二一番地、最後の住所滋賀県高島市今津町弘川一四番地一一
被相続人　亡　小河　均
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
事務所滋賀県大津市京町三丁目四番一二号アーバン二一ビル五階滋賀第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　玉木　昌美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区御幸町通姉小路下ル丸屋町三二五番地、最後の住所京都市左京区田中大堰町一七八番地
被相続人　亡　大谷　德子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
京都市中京区御池通間之町東入御池ビル三階　三木・伊原法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　加古　尊温

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区勝山北四丁目二〇六番地、最後の住所大阪府和泉市唐国町四丁目一五番四七号新いずみ病院内
被相続人　亡　岩田榮美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号
相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉大津市千原町二丁目一六五番地三、最後の住所大阪府和泉市和気町二丁目三番六―一〇一八号　被相続人　亡　井坂　哲男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階
相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市御津町上佐脇観音堂七六番地、最後の住所和歌山県岩出市堀口三二番地の二　四一〇号　被相続人　亡　中村　幸男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
大阪府大阪市北区西天満三丁目一二番二号ユニ老松ビル三〇三号
相続財産管理人　弁護士　村川　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市天美我堂四丁目九九番地、最後の住所大阪府松原市阿保三丁目六番一八号パームコートまつばら
被相続人　亡　和田シヅヱ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島土生町一八四五番地一、最後の住所広島県尾道市因島土生町二二一番地
被相続人　亡　箱﨑　秀美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年八月八日
大阪府枚方市藤阪東町三丁目二番一―二〇一号
相続財産管理人　野島　一美

第42期決算公告

平成26年5月21日　札幌市白石区菊水元町六条四丁目2番1号
北海道ニチレキ工事株式会社
代表取締役　長澤　勇

貸借対照表の要旨　（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	830,746	流動負債	462,197
固定資産	351,185	（賞与引当金）	(22,340)
		固定負債	154,282
		退職給付引当金	154,282
		株主資本	564,211
		資本金	40,000
		利益剰余金	524,211
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	514,211
		（うち当期純利益）	(80,868)
		評価・換算差額等	1,239
		その他有価証券評価差額金	1,239
資産合計	1,181,931	負債・純資産合計	1,181,931